

◎新潟県告示第938号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鶴間医院	佐渡市河原田本町254	平成25年5月17日
小嶋歯科医院	妙高市大字関川10-13	平成25年6月2日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	平成25年6月30日
糸魚川薬局	糸魚川市大和川1268番地	平成25年6月30日
有限会社 鈴木薬局	五泉市郷屋川2-54-2	平成25年6月1日
有限会社 さど調剤薬局・さくら薬局	佐渡市河原田本町188	平成25年5月31日